



保医発0531第2号
平成22年5月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成22年3月5日保医発0305第1号）の一部を下記のとおり改正し、平成22年6月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D008の(15)中「骨型アルカリホスファターゼ（BAP）」の下に「、インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド（Intact PINP）」を加え、「を併せて実施」を「のうち2項目以上を併せて実施」に改める。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D008中(26)を(27)とし、(15)から(25)までを(16)から(26)までとし、(14)の次に次のように加える。
(15) インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド（Intact PINP）は、「14」の骨型アルカリホスファターゼ（BAP）に準じて算定する。